

人間ドックの費用を一部助成します

国民健康保険では、加入している方の健康保持と病気予防のために人間ドック費用の一部助成を行っております。

<p>助成対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●上三川町国民健康保険被保険者で満30歳以上である方 ●国民健康保険税に滞納がない世帯の方 ●特定健診を受けていない方 ●同一年度内に人間ドックか脳ドックのどちらか1つを助成しますので選んで受診してください。
<p>健診機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●石橋総合病院 ●自治医科大学健診センター ●栃木県済生会宇都宮病院健診センター ●宇都宮記念病院総合健診センター ●佐々木記念クリニック <p style="text-align: right;">ほか人間ドック実施健診機関</p>
<p>コースと助成金額</p>	<p>★1日コース → 28,000円以内 ★1泊2日コース → 43,000円以内</p> <p>※助成金額は、基本健診(税抜価格)の7割分または上記助成金額のいずれか低い額(1,000円未満切捨て)を助成します。なお、オプションは自己負担となります。</p>

申し込み方法…事前に健診機関へ健診日を予約し、健診を受ける1週間前までに保険証と印かんを持って、保険課国保係までお越しください。

※後期高齢者医療制度(満75歳以上)に加入している方も人間ドックの費用を助成します。

コース、助成金額は国民健康保険の方と同じです。ただし、後期高齢者医療の保険料に滞納がなく、特定健診を受けていない方が対象となります。

▶問い合わせ先=保険課 国保係 ☎(56)9134

やむを得ない事情で 保険証を持たずに病院にかかったとき

病院などの窓口で保険証を提示すれば、患者はかかった医療費の3割(義務教育就学前は2割、70歳以上は1割)3割を窓口で支払い、残りの額を国民健康保険が負担するというのが、保険診療の基本的なしくみです。

しかし、急病などでやむを得ず、保険証を持たずに治療を受けたときは医療費をいったん全額自己負担し、あとで国民健康保険に申請することにより、自己負担金相当額(保険証を提示した場合に窓口で支払うべき額)を除いた金額が払い戻されます。

※医療処置が適切であったか審査しますので、申請から支給まで数ヶ月かかります。また、審査の結果、支給されない場合や一部のみの支給となる場合もあります。

○申請に必要なもの

- ・保険証
- ・診療報酬明細書(レセプト)
- ・領収書
- ・印かん
- ・振込先がわかるもの(通帳等)

▼問い合わせ先

保険課 国保係
☎(56)9134



「第6期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」素案に関するパブリックコメント(町民意見の募集)を実施します。

高齢者施策において、本町では、平成24年3月に策定した「第5期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」に基づき、施策の推進を図っています。今年度、現計画が期間終了となるため、「第6期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」素案を作成しました。この素案を公表し意見を募集します。

●資料の閲覧方法

町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、保険課窓口、中央公民館窓口にてご覧になります。

●意見等の提出期間

平成26年12月15日(月)から平成27年1月13日(火)▲必着▼

●意見等を提出できる方

町内に居住・通勤・通学する者、町に納税義務を有する者、本案件に利害関係を有する個人または法人

●意見等の提出方法

意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※なお、ご意見等は口頭、電話では受け付けできません。

▼問い合わせ先

保険課 高齢者年金係
 ☎ 9129

●公表する資料名

「第6期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」素案

●資料の閲覧期間

平成26年12月15日(月)から平成27年1月13日(火)まで

地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業の基準等を定める条例(案)に関するパブリックコメント(町民意見の募集)を実施します。

地域主権改革一括法により、これまで介護保険法や厚生労働省令で定められていた地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業の基準等について、町の条例で定めることとなりました。この概要及び条例案全文を公表し意見を募集します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を付けて公表します。なお、個々のご意見等に対する直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

●公表する資料名

「地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業の基準等を定める条例(案)」の概要

「(仮称)上三川町地域包括支援センター」の人員及び運営に関する基準を定める条例(案)「全文」

「(仮称)上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(案)」全文

●資料の閲覧期間

平成26年12月15日(月)から平成27年1月13日(火)まで

●資料の閲覧方法

町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、保険課窓口、中央公民館窓口にてご覧になります。

●意見等の提出期間

平成26年12月15日(月)から平成27年1月13日(火)▲必着▼

●意見等を提出できる方

町内に居住・通勤・通学する者、町に納税義務を有する者、本案件に利害関係を有する個人または法人

●意見等の提出方法

意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※なお、ご意見等は口頭、電話では受け付けできません。

▼問い合わせ先

保険課 介護保険係
 ☎ 9102

「免疫力を高めよう」便秘は免疫力を下げます。野菜をたっぷりとりましょう。